

# 科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成 25 年 5 月 31 日現在

機関番号: 17702 研究種目:基盤研究C 研究期間:2010~2012 課題番号:22530059

研究課題名(和文)イギリスにおける教育・スポーツ分野におけるこども保護法制度の考察

研究課題名(英文)A study on the child protection legal system in the education and the sport field in Britain

研究代表者

森克己 (MORI KATSUMI) 鹿屋体育大学・体育学部・准教授

研究者番号:60343373

#### 研究成果の概要(和文):

イギリスでは、18 歳未満の子どもを親等からの虐待から保護するチャイルド・プロテクション (以下 CP と略)の制度をスポーツ分野にも導入するため、2001 年に専門機関である CPSUが設立された。イギリススポーツ団体の CP 制度の最も重要な特徴は、UKCC というコーチング認証制度の教育プログラムの内容に CP の知識を修得することが含まれるなど、コーチングの公的資格制度とリンクした実効性のある制度となっていることにある。また、オーバートレーニングなど子どもアスリートの福祉(welfare)を対象とし、FA(Football Association)など親に対するワークショップを実施している団体もある。

### 研究成果の概要 (英文):

In Britain, in order to introduce also into the sport field the system of child protection (written as CP below) which protects a less than 18-year-old children from the abuse from their parents etc, CPSU was established as a special organization for CP in the field of sports in 2001. The most important feature of CP system of the British sport organizations is contained learning the knowledge of CP in the educational program of the coaching certification system of UKCC. As a result, its system becomes very effective being linked with public certification system of coaching. Moreover, the subject of CP system of British sport organizations is welfare of child athletes, such as overtraining. There are also organizations which hold workshops to parents, such as FA(Football Association).

### 交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	200, 000	60,000	260, 000
年度			
年度			
総 計	1, 400, 000	420,000	1, 820, 000

研究分野:社会法学

科研費の分科・細目:法学・社会法学

キーワード:教育法

問題となっている子ども虐待の防止と対応 について以前から関心を抱いてきた。例えば、 2000年3月日本教育法学会に同学会の30周 年公募論文として提出し奨励賞を受賞した 論文に加筆・修正した拙稿「児童虐待への法 的対応改革試論ー福祉と教育の連携を目指 して」(早稲田大学大学院法研論集第95号、 2000年9月、163~189頁)では、虐待の防 止と虐待への対応のために学校・教師と児童 相談所等の福祉機関との連携が重要である ことを指摘した。そして本研究代表者は、関 係機関の連携により子ども虐待へ対応する 制度を構築してきたイギリスの虐待防止制 度である CP 制度についても研究してきた。 その一方で、本研究代表者は、現在の勤務校 に就職後、スポーツ法学の研究にも携わり、 これまでイギリスを中心に研究を行ってき た。それらの研究成果により、イギリスのス ポーツ団体では、近年、18歳未満の子どもを コーチ等からの虐待から保護する制度が開 始されたとの情報を得、このテーマについて の研究に着手した。

### 2. 研究の目的

イギリスでは、2001 年にスポーツ分野の child protection の中核機関として Child Protection in Sport Unit(CPSU)が設立されて以来、スポーツ団体が CP のガイドラインを策定するなど、スポーツ分野でも虐みがとから子どもを保護する社会的仕組みストを強力を発達する社会的仕組みストンをできるである。さらに、イギリスの教育・雇用省でも 2004 年に CP の新ガイドラインを策定し、不適格者を排除する制度等を導入している。本研究は、イギリスでの現方である。本研究は、イギリスの教育・スポーツ団体によるガイドラインの内容等を考察し、わが国における制度構築の示唆を得ることを目的とした。

#### 3. 研究の方法

本研究代表者は、2010年度~2012年度の 3年間で、関連文献の収集・分析並びにイギ リスでの現地調査・研究により、1989 年子 ども法等の関係法規並びに教育省や CPSU によるガイドライン等に基づき、イギリスに おいて教育・スポーツ分野における CP 制度 がどのような仕組みに基づき構築されてい るか、その意義・問題としてはどのようなこ とが指摘できるかを明らかにした。さらに、 わが国においても、スポーツ団体を含めた子 ども虐待防止制度構築の可能性、スポーツ指 導者の資格を取得する必要条件として子ど も虐待防止の知識の修得を組み込む可能性、 性犯罪の犯罪歴を有する者を教育やスポー ツ指導の現場から排除する制度導入の可能 性等について考察した。

### 4. 研究成果

本研究により、イギリスの教育・スポーツ 分野の CP 制度に関して、次の研究成果が得られた。

(1)イギリスでは、被虐待児だけでなく、虐待を 受ける可能性のある子どもも保護の対象と する 1989 年子ども法(Children Act 1989) を中心に虐待への対応がなされてきた。とこ ろが,2000年に発生した当時8歳の少女の虐 待死事件の報告書(2003年1月)では,同法 などに基づくイギリスの多機関連携のあり 方等の問題点が指摘された。そして、同年発 表された政府のグリーン・ペーパー"Every child matters" に基づき児童福祉を抜本的 に改革する立法として 2004 年子ども法 (Children Act 2004)が制定された。同法によ り,地方の機関連携の中核であった ACPC が 解体され教育・福祉等の関係諸機関の連携の 中心的役割を担う「地方子ども保護委員会」 (Local Safeguarding Children Boards,以下 LSCB と略)が設立されるなどの改革が行わ れた.そして,近年においては,2011年5月にロ ンドン大学のマンロー教授による報告書「マ ンロー報告:子ども中心の保護制度の創出 (The Munro Review of Child Protection: Final Report, A child-centred system)」が提 出され、政府に対して関連する規則やガイダ ンス、地方のルールや手続きを大幅に削減す ることなど 15 項目の勧告を行った。現在同 報告書に基づく改革が政府により推進され ている。

(2)イギリス水泳ナショナルチームのコーチによる少女たちに対する性的虐待事件等を契機としてスポーツ分野の CP の中核機関として 2001 年に Child Protection in Sport Unit(CPSU)が設立された。CPSU は、政府から資金を提供されている全てのスポーツ団体に CP 制度を導入するために設立され、CPSU のガイドラインに沿った形で、各スポーツ団体がガイドラインを策定している。

(3)イギリススポーツ団体の CP 制度の最も重要 な 特 徴 は 、 UK Coaching Certificate(UKCC) というコーチング認証制度の教育プログラムの内容に CP の知識を修得することが含まれるなど、コーチングの公的資格制度とリンクした実効性のある制度となっていることにある。また、イギリス柔道連盟 (British Judo Association、BJA)の CP ガイドラインでは、嘉納治五郎が唱えた「精力善用」「自他共栄」の精神から柔道家はいじめをしないことが盛り込まれるなど、それぞれのスポーツ団体ごとに独自の制度となっているところに特徴がある。

(4) アマチュア水泳連盟(Amateur Swimming Association, ASA)のCPガイドラインで「身体的虐待」の例として「身体的な害に至る個人の能力を超えた絶え間のないトレーニングの強要」が挙げられているように、指導者によるオーバートレーニングやバーンアウト(燃え尽き症候群)もCPの保護の対象になっている。

(5) CP を含めたアスリートの福祉(welfare)問題は、近年国際的にも注目されており、ユニセフが 2010 年 7 月に「スポーツにおける暴力からの子ども保護ー先進国に焦点を当てた調査(Protecting Children From Violence in Sport—A Review with a Focus on Industrialized Countries)」の報告書を策定し、子どものスポーツを取り巻く商業主義や勝利至上主義の中で、親に対する暴力防止プログラムや体育教師に対するトレーニングの必要性などに言及されるとともに、倫理ガイドラインや行為規範を促進すること等が提唱されている。

(6)教育分野の CP に関しては、2006 年問題がある集団からの保護法(Safeguarding Vulnerable Groups Act2006)に基づき2007 年1月に教育・雇用省が「教育における子ども保護とより安全な採用」(Safeguarding Children and Safer Recruit-ment in Education)を策定し、教師、ボランティアを含め教育分野で子どもと関わる可能性のある者から不適切(unsuitable)な人々を排除する仕組みが2008 年から導入された。

# 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

## 〔雑誌論文〕(計2件)

- ① <u>森克己</u>、スポーツにおけるチャイルド・ プロテクション制度の制度導入に向けた 課題-子どものスポーツ選手の人権保障 の観点からー、日本スポーツ法学会年報 第19号、査読あり、2013年、101~113 頁。
- ② <u>森克己</u>、スポーツにおける暴力からの子 ども保護ーユニセフ報告書が指摘するチャイルド・プロテクションの現状と課題 を中心として、日本スポーツ法学会年報 18号、査読なし、2011年、133~147頁。

### 〔学会発表〕(計7件)

① <u>森克己</u>、子どもに対するスポーツ指導の あり方に関するガイドライン構築の必要 性についてーイギリスにおけるスポーツ 団体のチャイルド・プロテクション制度

- を参考にして、日本スポーツ法学会第 20 回大会、2012 年 12 月 15 日、早稲田大学。
- ② <u>森克己</u>、山田理恵、中本浩揮、子どもの アスリートの人権保障の現状とチャイル ド・プロテクションの必要性、日本体育 学会第 63 回大会、2012 年 8 月 23 日、 東海大学。
- ④ 森克己、スポーツにおけるチャイルド・ プロテクション制度の意義と制度導入に 向けた課題ー子どものスポーツ選手の人 権保障の観点から、日本スポーツ法学会 第19回大会、2011年12月17日、早稲 田大学。
- ⑤ <u>森克己</u>、山田理恵、イギリス・フットボール協会のチャイルド・プロテクション制度の特徴と課題、日本体育学会第62回大会、2011年9月26日、鹿屋体育大学
- ⑥ <u>森克己、スポーツにおける暴力からの子ども保護ーユニセフ報告書が指摘するチャイルド・プロテクションの現状と課題を中心として、日本スポーツ法学会第18回大会、2010年12月18日、早稲田大学。</u>
- ⑦ <u>森克己</u>、山田理恵、イギリス・スポーツ 団体におけるチャイルド・プロテクション制度の意義と課題、日本体育学会第61 回大会、2010年9月8日、中京大学。

### 〔図書〕(計2件)

- ① <u>森克己</u>、他、「スポーツ政策調査研究」報告書、笹川スポーツ財団、2011年、28~30、41。
- ② <u>森克己</u>、山田理恵、他、体育・スポーツ 科学概論、大修館書店、2011 年、119~ 130。

### [産業財産権]

○出願状況(計0件)

# 名称:

発明者:

権利者:

種類: 番号:

出願年月日: 国内外の別:

○取得状況(計0件)

名称: 発明者: 権類: 種類:

取得年月日: 国内外の別:

〔その他〕 ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

森 克己(MORI KATSUMI) 鹿屋体育大学・体育学部・准教授

研究者番号: 60343373